

2024年1月18日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 伊藤 功樹企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2023年12月15日に公表された企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。ただし、次の点について検討していただきたい。

1. 本会計基準案適用初年度の比較情報の取扱い

（コメント）

本会計基準案の適用初年度における比較情報の取扱いについて明確にする必要があると考える。

（理由）

上場会社及び非上場会社で同様の取扱いを適用する会社の各々で、適用初年度の比較情報の取扱いが明示されていない。現行の定めを前提にすると、比較情報は遡及適用されることが想定されるが、令和5年金融商品取引法等改正を受けて金融庁から公表されている「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正案の経過措置とも調整すべき事項と考えられる。

しかし、会計基準として、本会計基準案を初めて適用した場合の比較情報の取扱いについて明確にする必要があると考える。

2. 本会計基準案の適用初年度の注記

(コメント)

本会計基準案の適用初年度において、本会計基準を適用する旨の注記が必要と考えられる。

(理由)

本会計基準案は、新たな制度下で適用される会計基準であり、基本的に企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「四半期会計基準等」という。)の会計処理及び開示を引き継ぐことを提案しているが、四半期会計基準等とは異なる。このため、本会計基準案の適用初年度は、財務諸表利用者の理解を誤らせないためにも新たな会計基準を適用している旨の注記が必要と考えられる。

3. みなし取得日及びみなし売却日の取扱い

(コメント)

本会計基準案第20項における「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」は、会計処理がこれまでの四半期決算におけるものを変更しないと企図しているのであれば、その旨を明確化していただきたい。

(理由)

本会計基準案第20項では、中間会計期間におけるみなし取得日等の定めについて、みなしとして認められる子会社の決算日に「中間会計期間の期間内で適切に決算が行われた日」が加えられている。これは、本会計基準案の開発の方針がこれまでの四半期決算における会計処理を変更しないことを企図していることに鑑みると、四半期決算短信が作成される第1四半期決算日を想定しているものと考えている(本会計基準案BC8項参照)。しかし、当該「適切に決算が行われた日」は、文理上、四半期決算日に限定されていないため、例えば、月次決算においても、適切に決算が行われていることを前提に、みなし取得日等として定めることができるような文言となっている。そうであっても、前述のとおり、本会計基準案における会計処理がこれまでの四半期決算におけるものを変更しないと企図しているのであればその旨を明確にすべきと考えられる。

4. 初度適用時における中間切放し法と中間洗替え法の従前の会計方針との継続性

(コメント)

有価証券の減損処理に係る中間切放し法と中間洗替え法及び棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法について、従来の四半期会計期間における会計処理の継続適用が求められるのか、それとも、新たな会計基準となるため、継続適用が求められないのか、その取扱いを明示すべきと考えられる。

(理由)

有価証券の減損処理に係る中間切放し法と中間洗替え法及び棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法については、会計方針として継続的に適用する旨が定められているが、従前の四半期決算における四半期切放し法及び四半期洗替え法との継続適用については特に明示的な言及がない。本会計基準案及び本適用指針案は、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐこととしているため、従来の四半期会計期間における会計処理の継続適用が求められるべきと考えられる。しかし、新たな会計基準となるため、継続適用が求められないと考えることもできる。この点について、実務の多様性が生じる可能性があることから、その取扱いを明示すべきと考えられる。

5. 中間会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合の定め

(コメント)

新たな制度下では、中間会計期間となるため、計算方法と注記について、累計期間内と会計期間内に分けずに併合した定めとすべきと考えられる。

(理由)

本適用指針案第43項の定めについて、四半期会計基準等では、累計期間内と会計期間内に分けて株式併合等が行われた際の取扱いを定めていたが、新たな制度下では、中間会計期間のみとなるため、計算方法と注記について、段落を分けて記載するのではなく、併合した定めとすべきと考えられる。

質問2 (今後の基準開発の方向性に関する質問)

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。
--

同意する。

今般の金融商品取引法の改正によって新たに半期報告制度が定められたが、会計基準には従来の半期報告制度を前提とした中間財務諸表の取扱いに言及している定めが存在しており、いずれも中間財務諸表という文言を用いていることから、どの半期報告制度に基づく定めかが不明確である。このため、本会計基準案の確定後、速やかに中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等の開発

に着手し、現行の四半期会計基準等が四半期決算短信に適用される期間を極力短くすることが望まれる。

質問3（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

次の点について検討していただきたい。

6. 他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い

（コメント）

本会計基準案第38項の読替えの方針には賛成するが、本会計基準案の読替えでは不十分と考えられるため、読替えの修正を検討いただきたい。

（理由）

以下の点について対応が必要と考えられる。

①「四半期連結決算」という用語が実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」で用いられており、当該文言への対応も必要と考えられる。

②実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」第10項は、「なお、四半期会計期間においては、第5項から第8項までの会計処理により計上される損益に対応する金額はその他資本剰余金の計上又は減額として処理する。当該会計処理の結果、四半期会計期間末においてその他資本剰余金の残高が負の値となった場合、前項後段と同様に処理し、翌四半期会計期間の期首に戻入れを行う。」という定めとなっており、これを本会計基準案第38項の定めに従って読み替えると、「翌中間会計期間の期首」という存在しない概念が生じてしまうことになる。この場合、読替えが必要なようにも思われるが、本会計基準案第38項の読替えの対応方針を確認させていただきたい。

③企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第37項及び第37-2項や企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第74項では、四半期だけでなく中間にも明示的に言及している。本会計基準案第38項の読替規定を用いると、中間会計期間が2つ並ぶような形となるため、対応方針を確認させていただきたい。

以 上